

## 名古屋地方裁判所委員会（第20回）議事概要

### 1 日時

平成25年9月30日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

名古屋地方裁判所第3裁判員選任室及び名古屋地方裁判所第2号法廷

### 3 出席者

（委員） 伊藤貴宣，大輪芳裕，川合 知，功刀由紀子，酒井宣江，  
鈴木 満，鈴木吉顯，中尾賢一，西尾昭雄，山羽能吏子，  
織田幸二，大岡 明，片山俊雄，天野登喜治

（説明者） 松田俊哉（刑事第2部総括裁判官），水野将徳（刑事第5部  
裁判官），川口 藍（刑事第5部裁判官）

（事務担当者） 永井克典（刑事首席書記官），岩原 寛（裁判員調整官），  
東 昌哉（裁判員係長），井藤正勝（事務局次長），杉山洋  
一（総務課長），柴田こずえ（総務課課長補佐），兼松崇人  
（総務課庶務第一係長）

### 4 協議テーマ

裁判員裁判について

- (1) わかりやすい証拠調べの在り方について
- (2) 裁判員の精神的負担への配慮について

### 5 議事

- (1) 新任委員紹介，委員長代理の指名
- (2) 裁判員裁判の概要説明等
- (3) 「わかりやすい証拠調べの在り方について」の説明
- (4) 「裁判員の精神的負担への配慮について」の説明
- (5) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）
- (6) 次回開催日及び協議テーマ決定

ア 開催日

平成26年2月20日(木)午後1時30分

イ 協議テーマ

防災対策について

(別紙)

### 協議テーマに関する意見交換

( : 委員 , : 委員長 , : 説明者 )

「わかりやすい証拠調べの在り方について」

公判前整理手続において、どの証拠を調べるのかということ、裁判員の方にできるだけ負担をかけないようにすることについて、法曹三者で努力しているが、そこで非常に時間がかかっている。

わかりやすい証拠調べとなるように、いろいろと工夫することに労力を費やし、真実を追求する時間が少なくなってしまうのではないかという御指摘については、同じような趣旨の証拠は必要なものに絞るなど重複する証拠調べは行わず、厳選して証拠調べを行っているので、そういったことはない。

法曹の分野でごく当たり前に使っている言葉でも、日常生活ではなかなか使うことがない。一般の方がいきなり法曹の世界に入ってくるとそこでバリアができてしまう。かみ砕いて分りやすく説明していただいているとは思いますが、それでも特別な表現があると思う。それをどう説明するのが、分かりやすくすることにつながるのではないかと思う。

裁判員の方に対しては、場面に応じて必要な説明をし、疑問点があれば、その都度解消してもらえるように心掛けている。また、初日には、コミュニケーションを取りやすくすることを目的として昼食会を行うなど、裁判員の皆さんに疑問点等を気軽に質問してもらえよう様々な取組をしている。

具体的には、裁判の中では「供述調書」という言葉が出てくるが、「これは、取調官が目撃者や被害者から話を聞いた内容を書いた書面ですよ。」などと付け加えて説明することが多い。そのように分かりやすく言い換えて、裁判員の皆さんに理解をしてもらいながら裁判を進めているところである。

証拠調べにおいては、書面を読み上げるより、証人尋問や被告人質問の方が分かりやすいと裁判所でも考えて実践しているところである。しかし、そうす

ると証人には来てもらわないといけないことになり、負担をかけるという面もある。裁判員の立場からは、証人に来てもらった方が分かりやすいと思うが、証人の立場からすれば、警察、検察庁で聞かれ、最後に裁判官から聞かれ、しかも大勢の裁判員の前で話をしなければならないということが非常に負担となり、辛いといったこともあるようである。

検察官としては、全体的には分かりやすさや理解してもらうことに重点を置きながら、ケースバイケースで行っている。その中で、刑事裁判をどうしたら良いのかについて、裁判員の方、関係者の方、みんなで考えて良いものにしていきたいと思っている。個人的には、文字で見ると分かりやすいと思うので、文字を見ながら聞いてもらうのが良いのではないかと思う。

個人的な意見であるが、書証は裁判所に出す前提で作成され、非常にまとまっているので、読んだときには分かったつもりになっても、あとから疑問が出てくることがある。供述調書は聴取者がまとめるときに、話したこととニュアンスが変わってしまうこともある。それが証人であれば、裁判員の面前で直接話すので、ニュアンスが違って伝わることもないし、印象もより強くなる。また、問いと答えの間に時間ができるため、裁判員の方に考える時間が生まれることになる。考える余裕があれば疑問も出てくるので、その場で確認することもできる。調書では確認できないことも証人であればできるので、基本的には、調書よりも証人の方が大切であると思っている。

平均審理期間は開廷の日数などが徐々に増えているように思うが、何か理由があるのか。裁判員制度導入時にあった、短期間で終わらせるようという意識が薄れてしまったのではないか。

調書だけ読み上げれば短い期間で終わることになるが、証人尋問をすると、それなりに時間はかかってしまう。しかし、証人尋問をする方が分かりやすいし、参加した裁判員からも充実した審理だったという意見をもらっていることもあり、短ければ良いという意識が徐々になくなってきたのではないかと思っ

ている。

法廷の中での説明について、弁護人による説明が分かりにくいということだが、どういったことが考えられるのか。

弁護士会でも議論になるが、確かに弁護人の弁論、反証の構造が分かりにくいなど反省すべき点もある。刑事事件は、検察官が公判維持できるかどうかを吟味した上で起訴することになる。それに対して、完全に無罪を主張する、犯人が別にいるという事件なら分かりやすいと思うが、心神喪失、心神耗弱、正当防衛ということの問題にすると、事件によっては論理構成が分かりにくくて何を言っているのか分からないとの批判を受けているのではないかと思っている。難しい事件を分かりやすく説明すると、有罪になってしまうのではないかという不安がある。

検察官の立場からすると、事件の全体像を示して立証をしているので、分かりやすい面があるのではないかと思う。ところが、弁護人の立場からすれば、一点だけを立証すると前後関係がよく分からなくなることがある。検察官の説明を踏まえた上で説明をすることになるが、それが審理全体にどれだけ影響するのかをうまくリンクさせないと分かりづらくなってしまっているのではないかと思う。

#### 「裁判員の精神的負担への配慮について」

裁判員裁判が始まった当初は、午前中に選任して、午後から審理ということが多かったが、裁判員経験者からいろいろな御意見を伺う中で、いきなり審理では心の準備ができないという指摘があった。最近の例では、金曜日を選任して月曜日から始めるとか、月曜日を選任して水曜日から始めるということもしている。

精神的な配慮はされていると思うが、物理的、経済的な配慮も、かなり必要ではないかと思う。自分自身が裁判員として選ばれる場合や、会社の経営者側として社員が裁判員に選ばれる場合を考えると、余裕のある会社は別として、

社員が1人でも抜けると苦しいことがあるので、精神的配慮と並んで、物理的、経済的配慮といった面も、いずれクローズアップされるのではないかと思う。そうしないと裁判員の構成が、裁判員制度が求める日本の社会構成を反映したものとはならないのではないかと思う。

特別な事情を除くとして職場が通常業務であれば、ある程度はやり繰りできるとは思う。具体的には3日間くらいなら裁判員裁判に参加できると思う。

個人で開業している身であるが、東日本大震災の時に、東北で何日くらいなら活動できるかを考えたことがあり、3日間くらいなら自分の仕事を投げ打つても活動できるかと思った。裁判員裁判への参加も同じようなところである。

候補者の方に対しては、その期間に裁判員として従事してもらえるかどうかの事情を伺っている。例えば、個人経営者で、その方がいないと店を閉めなければならないという事情があれば、経済的な負担が非常に大きいということになるので、そういった方が辞退を申し出れば認めるということになる。また、会社内における立場、例えば、技術を持っているその方がいないとチームとして活動できない等の事情があるため辞退したいということであれば、それを認めるなど柔軟に対応している。

裁判員の辞退率は年々増えているようである。裁判員制度が目指した国民一般の常識を刑事裁判に取り入れるという趣旨からすれば、本当に日本の社会を反映した構成になるのかという課題が出てくるのではないかと思う。

学生の方もいるし、会社員の方も大勢おり、仕事をお持ちであってもかなりの方が裁判員裁判に参加していただけていると思っており、構成が偏っているという感覚はない。

私も裁判員の方に感謝状を差し上げるときにお会いしているが、年配の方も若い方もおり、男女比もそれほど差がなく、全体としてみれば偏りはないという印象を持っている。

国民としては、裁判員の方に負担をかけないように心掛けてもらっているこ

とは大変ありがたいことである。衝撃的な写真をカラーではなく白黒にするなどして視覚的な衝撃を緩和するということであるが、一方で、もう少し鮮明なものでないと分からない部分が多々あるのではないかと思う。そのところは、いろいろと吟味されて適切なものが出されているということであるが、諸外国においても、日本と同じように配慮されているのか。それとも、証拠となるべきものは、何ら加工もせずに確認しているのか。

アメリカなどで行われている陪審員裁判では、提出することによって決定的な印象を与えてしまうなど偏見を与えるような写真などは、そもそも証拠として提出できないということは聞いたことがある。

採用した証拠を白黒写真で調べるという説明に付言すると、証拠の原本はカラー写真で提出してもらっており、カラー写真の証拠を見てもよいという裁判員の方には評議室においてカラー写真を見られている。

裁判員の選任手続段階で、「こういう事件ですよ、審理ではこういう情報に触れることになりましたが、どうでしょうか。」など、本人が納得するような情報に触れるプロセスを踏んだ方がよいと思う。選任手続段階における仕事は大変になると思うが、後々のトラブルとか、フォローとかが少なくなるのではないかと思う。

説明を受けた上で覚悟して証拠写真を見たが、耐えられなかったという裁判員がいた場合は、同人の精神的負担に配慮して、裁判中であれば休廷することもある。また、休廷を挟んでも、やはり耐えられないということであれば、裁判員を辞退していただくとか、解任することも考えられる。

心のケアのサポート体制について、名古屋地裁での「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」の利用実績についての御質問だが、当庁の統計はとられていない。公表されている全国での数値によると、制度を施行してから平成24年5月までにおける利用件数の総数は、163件である。

裁判員制度そのものに関わる大きな問題と思うが、裁判員に対する説明やケ

アのために非常に労力をかけることによって、本来審理に割かれるべき労力が割かれてしまうようなことはないか。

裁判員制度は、かなり存在意義のある制度であると思っている。検察官が被告人からの反論を想定した上で全部立証すると審理期間が長くなるが、そういった審理が本当に良いのかという問題がある。裁判員裁判ではそのようなことはあまり考えず、争点を絞って必要な証拠調べをするので、余分な証拠調べをしなくても済むことになる。そういう意味では、国民から見ても分かりやすいのではないかと思っている。裁判員の方に関与していただくことによって、実際にどういうことをやって、どういうことを考えながら判決に至るのかを分かっていたら、裁判の透明性も高まっていると思っている。国民の方に知っていただけるということになれば、刑事裁判に対する信頼や理解が深まるのではないかと考えている。

裁判員裁判が始まって、裁判官裁判の方に何か影響が出てきたところはあるのか。例えば、性犯罪では裁判員裁判の量刑が重い傾向にあるが、裁判官裁判の方が、量刑を裁判員裁判に合わせるなどのすり合わせのようなものがあるのか。

裁判員裁判と裁判官裁判とで扱う犯罪類型が違うので、裁判員関与の有無が量刑にストレートに反映されるという関係にはならない。性犯罪については、裁判員裁判が始まる前から重罰化傾向にあるので、裁判員裁判によって変わったかということについてはなかなか難しいところである。また、控訴率は、裁判員制度導入の前後で、それほど変わっていない。

それ以外でも、重い量刑が予想される事件はより重い量刑に、軽い量刑が予想される事件はより軽い量刑に、例えば、執行猶予がつくなどという動きはある。

弁護士の立場では、証拠開示の範囲が広くなり、事前に証拠の必要性の判断ができるようになった。

裁判員裁判は、証拠を必要なものに絞っているが、その影響で全体的に見ても事件記録がスリムになっていると感じる。

判決を起案する際に、裁判員裁判だと一般の方も入っている裁判ということもあり、判決書を分かりやすく工夫するといった意識はあるのか。

評議の段階から判決を書くことを意識している。分かりやすい内容の判決を書くために、評議で出た意見は評議の中で分かりやすい言葉でまとめ、それを判決書で表現するようにしている。裁判官裁判においても、構成や表現を工夫するなどして裁判員裁判と同様の意識を持って取り組んでいる。

ポイントを絞って起案するようにしているので、判決は従前より分かりやすくなっているように思う。